

●考え方

伝統的建造物と環境物件は、長い時間かけて、外観を元の伝統的な姿に修理していく必要があります。

伝統的建造物と環境物件について、工事を行う時は、次の修理基準に従い、できるだけ外観を保存するように工事の計画を立て、その内容について許可を受ける必要があります。町からは、その計画について助言・指導が受けられます。

伝統的建造物と環境物件を修理・修復する場合は、21項の助成基準に従って経費の一部の助成が受けられます。

なお、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物については、固定資産税が非課税になります。

●修理基準・■保全基準説明図

建物の構造・階数

現状維持又は旧状に復元修理する

建物の位置・規模

現状維持又は旧状に復元修理する

外部意匠

旧状に復元修理する

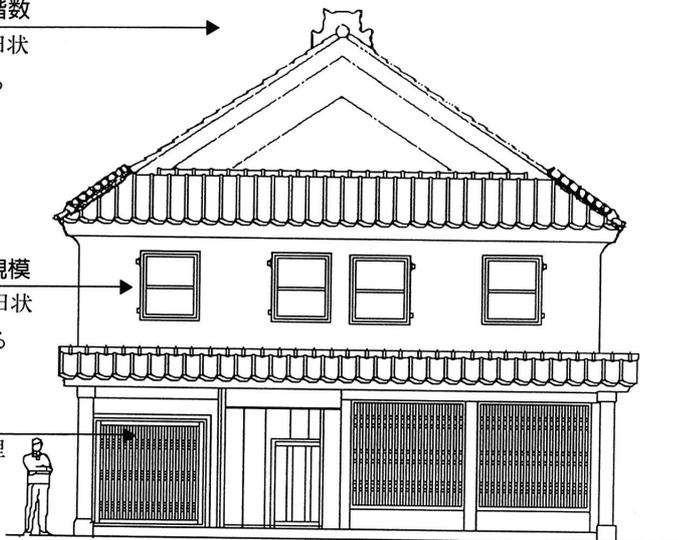
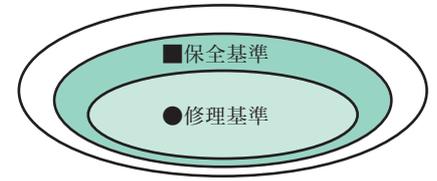


表4. 伝統的建造物群保存地区にかかる修理（保全）

基準項目	
対象となる物件	
建築物	位置・規模
	構造・階数 建物内の車庫 屋外広告物
外部意匠	屋根
	軒
	庇
	外壁
	開口部
	色彩
	基礎
	樋
	外部土間
	工作物
環境物件	石段
	石垣
	石積
	石造物
	生垣
	庭園
	樹木



付記

- ①町並み壁面線とは、慣習上維持されてきた伝統的建造物による主要な壁面線をいう

基準

修理（保全）基準

伝統的建造物及び環境物件

- ①主として外観を現状維持又は旧状に復元修理する
 （但し、用途上やむを得ず建物内に車庫を設ける場合、建具等は伝統的建造物の様式に調和したものとする）

- ①当該伝統的建造物と調和したものとする

- ①主として外観を旧状に復元修理する
 （但し、復元修理が困難な個所については修景基準を適用し、1階開口部については修景基準を適用することもできる）

- ①修景基準を準用する

- ①主として外観を旧状に復元修理する

- ①原則として旧状に復旧する

- ①主として現状維持に努める